

山梨県公報

号外第二十一号

平成十六年
六月二十四日

木曜日

選	挙	委員長	石澤道夫
住 所	氏名	職務代理人	姓 名
南巨摩郡増穂町青柳町 九〇五番地の二	石澤道夫 八北都留郡上野原町樋原 八六一一番地	山口創生	

目次

選挙管理委員会

参議院山梨県選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者……………

参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者……………

参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………

参議院山梨県選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………

参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるぐじを行う日時及び場所……………

参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるぐじを行う日時及び場所……………

参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるぐじを行う日時及び場所……………

参議院山梨県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日時及び場所……………

参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるぐじを行う日時及び場所……………

参議院山梨県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………

参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人の事務を行う場所……………

参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………

参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十六年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙分会長			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
甲府市北新二丁目三番 八号	神宮寺英雄	甲府市中央二丁目七番 一五号	新海治夫

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一場所 甲府市丸の内一丁目九番一一号 山梨県民会館六階会議室
二日時 平成十六年七月十三日 午前十時三十分

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十七号
平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成十六年六月二十四日

山梨県選挙管理委員会

山梨県選舉管理委員会告示第三十一号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選舉管理委員会

委員長 石澤道夫

一日時 平成十六年六月二十四日 午後五時三十分

二場所 甲府市丸之内一丁目六番一号

山梨県選舉管理委員会告示第三十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選舉管理委員会

委員長 石澤道夫

一日時 平成十六年六月二十四日 午後五時三十分

二場所 山梨県庁本館四階会議室

山梨県選舉管理委員会告示第三十三号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選舉管理委員会

委員長 石澤道夫

一日時 平成十六年六月二十四日 午後五時三十分

二場所 甲府市丸之内一丁目六番一号

山梨県選舉管理委員会告示第三十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条第一項の規定による山梨県における候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選舉管理委員会

委員長 石澤道夫

制限額 三千二百八十九万三千九百円

山梨県選舉管理委員会告示第三十四号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選舉管理委員会

委員長 石澤道夫

一日時 平成十六年六月二十四日 午後五時三十分

二場所 甲府市丸之内一丁目六番一号

山梨県選舉管理委員会告示第三十五号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第三項の規定による参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

山梨県選舉管理委員会

委員長 石澤道夫

一日時 平成十六年六月二十四日 午後六時

二場所 甲府市丸之内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

参議院山梨県選出議員選挙選舉長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成十六年六月二十四日

参議院山梨県選出議員選挙
選 挙 長 石 澤 道 夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室
(ただし、平成十六年六月二十四日 午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目九番一一号 山梨県県民会館六階会議室とする。)

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行つべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

参議院山梨県選出議員選挙
選 挙 長 石 澤 道 夫

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

二 日 時 平成十六年七月八日 午後五時三十分

参議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行つべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙
選 挙 分 会 長

山梨県選挙分会長 神 宮 寺 英 雄

一 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

二 日 時 平成十六年七月八日 午後六時

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番